

【平成30年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成30年3月16日 文教委員長 川島 雅裕

○「議案第5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*新設する子ども・若者応援基金における平成30年度実施予定の基金活用事業費が当初の積立見込額を超過する可能性について

事業の実施に当たっては、対象予定者数等を見込んで予算立てを行っているが、事業費が積立額を超過する可能性については、明確な想定は困難であると考えている。

*基金活用事業費が積立見込額を超過した場合の補填について

事業内容の重要性を考慮し、事業費が当初の積立見込額を超過した場合でも、一般財源からの補填等により事業を実施していきたいと考えている。

*寄附金の募集方法等について

寄附金の募集に当たっては、募集に関するホームページの開設やチラシの作成を予定している。なお、チラシは平成29年度内に職員が作成する予定であり、発行部数やデザイン等については、早急に検討していきたいと考えている。

*寄附金の目標予定額達成に向けた期限ごとの数値目標設定の検討について

寄附という性質上、金額の計画的な目標設定は困難であるため、期限ごとの明確な数値目標は設定していないが、寄附金の状況については定期的に確認を行っていきたいと考えている。

*寄附金の応募状況に応じて目標設定額を増額する可能性について

予想を上回る額の寄附金が集まった場合においても、現段階では目標額の上乗せ等の見直しについては検討していない。

*本基金の来年度以降の財源に関する考え方について

本基金の財源は、競馬競輪事業益金の3,000万円及び市民、企業からの寄附金500万円を積み立てて活用するものである。競馬競輪事業益金については、今後も同程度の額の継続的な積立てが可能であると見込んでいるが、売上げによっては、多少の増減が発生する可能性があることも想定している。

寄附金については、状況に応じて、将来的な予算の上乗せが可能であるかも含めて今後検討していきたいと考えている。

*将来的に本基金の財源を全額寄附金で積み立てることの検討について

本基金の財源のうち、競馬競輪事業益金は、引き続き財源として活用し、寄附金については、今後の推移を見守る必要があるため、まずは現状の財源構成による基金により事業を執行し、将来的な財源の在り方については、今後検討していくたいと考えている。

*新規のスポーツ分野において才能の伸長を目指す子ども・若者への支援について

本基金による事業が対象とする「頑張る子ども・若者」については、スポーツや文化などの分野において才能や個性を伸ばすために努力する子どもや若者も対象としていく考えである。

新規のスポーツ等、対象とする分野についての支援の在り方等については、今後検討していきたいと考えている。

* **個人寄附者へ事業の結果を報告する仕組みについて**

事業の報告については、明確に定めていないが、ホームページ等で周知・報告を行いたいと考えている。

* **こども未来局において毎年定期的に寄せられている寄附金の規模について**

川崎市災害児童等援護事業基金においては、直近数年間の推移で年間約200万円から300万円の額の寄附金が寄せられている状況である。

* **個人寄附者への充当先基金の案内について**

寄附金の使途については、寄附者本人の希望を聴取の上、基金の種類を案内し、選択していただいている。

《意見》

- * 本基金は財源の一定規模を寄附金で構成するため、寄附金の目標積立額を上回るような効果的な取組を積極的に行ってほしい。
- * 職員によるチラシの作成に当たっては、紙面のデザインに工夫を凝らすよう検討してほしい。
- * 財源の継続的確保のためにも、初年度における事業内容が大変重要であると考える。取組の成果を明確にして、市民から積極的な評価が得られるような事業内容となるよう真摯に取り組んでほしい。
- * 中学校の部活動に取り組む子どもたちの支援についても検討してほしい。
- * 市内はもとより他都市においても、市民から募った寄附金を他の事業活動団体に配分する中間支援組織が活動しているため、本基金の事業活動の取組に当たっては、先行事例として参考にしてほしい。
- * 教育を受ける権利は、本来人間が生まれながらに有する権利であり、市民同士がお互いに助け合うのではなく、全ての子どもに対して公が保障するべきものである。本事業における児童養護施設等に入所する子どもの学習や進学支援は、公的責任の下に市が行うべきであり、競馬競輪事業益金や寄附金により行うのは不適切であると考える。「川崎市子ども・若者生活調査」においても教育の費用負担の深刻性と既存制度の底上げによる貧困問題への対処の必要性が示されていることを踏まえると、児童養護施設等に入所する子どものみを支援するのではなく、全ての子どもに対しての学びや進学の支援を充実させる、子ども全体をカバーする施策を開拓する必要があると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第14号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 県から新たに事務・権限が移譲される認定こども園における保育士及び看護師等の専門職員の配置の加配に対する考え方について

本条例は、これまで都道府県が有していた幼保連携型以外の幼稚園型、保育所

型、地方裁量型の3類型の認定こども園の認定等の事務・権限が、政令指定都市へ移譲されることに伴い、認定要件の整備を行うものである。

本市の幼保連携型認定こども園においては、既に国の基準を上回って保育士・看護師等の職員を配置している場合に、職員雇用に対する本市独自の運営費補助を国基準運営費の上乗せとして行っており、新たに事務・権限が移譲される3類型の認定こども園においても、同様の考え方で職員配置の加配に対する同水準の加算補助を行う予定である。

* 県から新たに事務・権限が移譲される認定こども園における障害児等の受入れに対する加算措置について

特別な支援を要する子どもの受入れについては、既に本市幼保連携型認定こども園において、対象となる教育・保育を利用する子どもの認定区分が教育標準時間認定の場合には、本市内幼稚園に対して本市幼稚園協会を通じて行っている基準と同水準の補助を実施しており、認定区分が保育認定の場合には、認可保育所に対する本市独自加算と同水準の補助を実施している。

新たに事務・権限が移譲される3類型の認定こども園においても、同様の考え方で加算補助の措置を行う予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第15号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 親権者等の意に反する児童の一時保護の継続に関する事項に家庭裁判所の承認が必要となった理由について

これまで、親権者等の意に反して2か月を越えて児童の一時保護を継続する場合には、児童福祉審議会の意見を聴取しなければならぬとされていたが、児童保護に係る司法の関与の強化等を目的とする児童福祉法の一部改正に伴い、家庭裁判所の承認を得なければならぬとされた。

* 本市における児童一時保護の受入定員数及び受入件数の推移について

本市における児童一時保護の受入定員数は、こども家庭センターが40人、中部児童相談所が20人の計60人で、受入件数の推移としては、年間での延べ件数で平成27年度が371件、平成28年度が350件となっている。

* 児童の一時保護が長期化する傾向の理由について

児童の一時保護が2か月を超えて長期化している状況の背景には、障害を持つ児童の増加に伴い、家庭への復帰が困難となる案件が増加していることや新たな入所施設等の確保の調整に時間を要することなどが理由として考えられる。

* 一時保護中の児童への支援について

一時保護中の児童への支援については、学習面に関して教員OBが学校と連携を図りながら児童の学齢や学力に応じた支援を行うとともに、生活面では集団生活が困難な児童に対しては、個別に専属の職員が付き添うなどの支援を行っている。

《意見》

*児童虐待件数等は増加傾向にあるため、児童相談所における専門職種の配置による支援の充実に積極的に取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第16号 川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

*本条例の制定により、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として助産師が新たに明記されたが、経験や専門的知識を備えた助産師を活用して、産後ケアの充実にも取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第17号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第18号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第23号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*市内の学校新設時における建築費の1平米当たりの基準価格について

学校新設に当たっての建築費は、統一的に設定された基準価格ではなく、個々の学校の建築条件及び建設時の労務単価等の変動に基づき算出している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第27号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

*川崎市スポーツ・文化総合センターのホール3階客席における視界の改善状況について

ホール3階客席については、客席前の壁を低くする等の対策により、視界を改

善することを事業者と調整している。

* 3階客席前の壁を低くすることによる危険性の有無について

客席の改修に当たっては、安全面に配慮した上で対策工事を行う予定である。

* 川崎市スポーツ・文化総合センター内におけるバーカウンター等の整備状況及び今後の整備予定について

バーカウンター等の整備については、イベント開催時に主催者が希望した場合には、ホール1階部分のスペースにドリンクコーナーを臨時に設置することで対応することとしている。

さらに、大規模なイベント開催時には、臨時の売店を1階ホワイエ周辺で開設できる仕様とすることで検討を行っている。

* 2階デッキ部分の使用に関する消防法による規制及び使用状況について

2階デッキ部分の使用に関する消防法による規制は特段なく、当初の想定どおりホール開演前の観客の待機スペースとして活用しており、着席可能なスペースも併せて整備している。

* 高齢者や障害者が車で来場した場合の対応について

歩行に支障のある方が車で来場した場合には、地下駐車場を案内して乗降していただいている。

* 障害者の利用に係る施設内の動線について

施設の1階から直接ホールへ入ることが可能であり、ホール内にはエレベータを整備するなど障害者の動線に配慮した施設整備を行っている。

* 川崎国際環境技術展の開催を見据えたWi-Fi環境の整備状況について

現時点ではWi-Fi環境は未整備であるが、設置に向けて調査・検討を進めている。

*マイク等の音響設備の整備状況について

マイクについては、ワイヤレスマイクを2本、ピンマイクを2本、有線マイクを2本整備している。対応するマイクジャックは8か所あるため、備品6本以外に、利用者によるマイクの持込みも可能である。

*外階段の照明設備及び避難経路の整備状況について

外階段の照明設備については、ライトの設置を検討している状況であり、避難経路についても法令に基づいて適切に整備を行っている。

《意見》

*ホールとしての品格を考慮した場合、常設のバーカウンター等の整備が適切であると考えるので、検討してほしい。

*高齢者や障害者等に配慮した地下駐車場の車寄せ等を整備するとともに、館内設備の改善や避難経路の設定を適切に行うよう事業者に求めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第28号 高津区及び宮前区における町区域の設定について」

○「議案第29号 高津区及び宮前区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも高津区及び宮前区野川地区において住居表示を実施するため所要の手續を定める内容であるので、2件を一括して審査

《議案第28号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第29号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第30号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

*当該スポーツセンターにおけるテニスコートの利用可能コマ数について

テニスコート1面当たりの1日の利用可能コマ数は、午前1コマ、午後3コマ、夜間1コマの計5コマである。年間の利用可能コマ数に換算すると1面当たり1,795コマであり、当該スポーツセンターではテニスコートを2面整備しているため、全体で3,590コマが年間利用可能コマ数となる。

*指定管理者による当該スポーツセンターにおけるテニススクールの開催状況について

テニススクールは指定管理者による自主事業として、2面あるコートのうち1面を活用して、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日の週4日実施している。1年間を3期に分けて各期23種のテニススクールを開催しており、テニススクールごとに週1回、延べ11回程度のレッスンを設定している状況である。

*テニスコートの全利用可能コマ数に占めるテニススクールの利用コマ数の割合について

テニススクール開催に伴う1日当たりの利用コマ数は、午前1コマ、午後3コマの計4コマであり、予備日を含めると年間で合計784コマを使用している。テニスコートの全利用可能コマ数に占める割合としては、約21.8パーセントである。

*テニススクール受講者に占める本市内在住者の割合について

当該スポーツセンターにおけるテニススクール開催に当たっては、応募者が定員を上回った場合、市民が優先となる抽選により受講者を決定している。

平成29年度のテニススクール受講者数は1,521人であり、このうち本市内在住者が1,454人、市外在住者が67人となっている。本市内在住者の割合としては約95.6パーセントとなっている。

*テニスコート等のスポーツ及び文化施設の相互利用に係る東京都稲城市との協定締結予定の有無について

東京都稲城市との施設相互利用に係る協定締結の検討及び取組は行っていない。

《意見》

*スポーツのまち・かわさきの推進及び市民の健康増進のために、隣接他都市との施設相互利用について積極的に推進してほしい。

《《審査結果》》

全会一致原案可決

- 「請願第31号 教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願」

《《審査結果》》

取り下げ承認

- 「請願第33号 教育格差をなくし、「ゆきとどいた教育」を求める請願」

《《審査結果》》

取り下げ承認